

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年7月22日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿 間 陸 郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 光取水場接合井及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託
- (2) 業 務 場 所 山武郡横芝光町宝米1751番地
山武郡横芝光町富下740番地
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 限 令和7年12月16日限り
- (5) 業 務 の 概 要

ア 目的

本業務は、光取水場の接合井及び沈砂池に堆積した汚泥（産業廃棄物）を収集・運搬し、光天日乾燥場に搬入を行うものである。

イ 概要

- (ア) 汚泥収集・運搬 240t
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入 札 保 証 金 免除
- (9) 契 約 保 証 金 無
- (10) 業務費内訳書 提出（本業務内訳書）
- (11) 前・中間支払金 対象としない

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)31・廃棄物処理、(中分類)3・産業廃棄物処理(収集・運搬)について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等(契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 千葉県の産業廃棄物収集運搬業許可証(汚泥)を有する者。
- (5) 本業務において、現場代理人及び当該業務に関し、主として指揮・監督を行う主任技術者(開札日現在3か月以上の雇用関係にある者)を配置できる者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年8月8日(金) 午前・~~午後~~ 9時30分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年8月7日(木) 午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

- (2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年7月25日（金）午後5時まで

- (2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

- (3) 回答 質問に対する回答は令和7年7月29日（火）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 千葉県の産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を証明するもの。
- (2) 現場代理人及び主任技術者の資格を証明するもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

令和 7 年度

光取水場接合井及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託
設 計 書

総括表

九十九里地域水道企業団				業務番号		九水企委令7第3号		提出年月日					
課長		副課長		場長		副場長		班長		審査		設計	
年度 科目		令和 7 年度		款 水道用水供給事業費用		項 営業費用		目 原水及び浄水費		節 委託料			
業務名称		光取水場接合井及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託											
業務場所		山武郡横芝光町宝米1751番地、山武郡横芝光町富下740番地						業務施行方法		請 負			
								業務期限		令和7年12月16日限り			
設 計 金 額				円									
業 務 価 格				円									
消費税相当額				円									

設 計 説 明	本業務は、光取水場の接合井及び沈砂池に堆積した汚泥（産業廃棄物）を収集・運搬し、光天日乾燥場に搬入するもので、その概要は下記のとおりである。 記 1. 汚泥収集・運搬 2 4 0 t ー以上ー
----------------------------	---

本 業 務 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本業務費								
	直接業務費							
		収集・運搬費		t	240			
	直接業務費計							
		共通仮設費		式	1			
		共通仮設費計						
	純業務費							
		現場管理費		式	1			
	業務原価							
		一般管理費等		式	1			
	業務価格							

付属 1

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		消費税相当額		式	1			
業務費計								

光取水場接合井及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託

特 記 仕 様 書

九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団

第1章 一般共通事項

1. 本特記仕様書によって施行する業務は、光取水場接合井及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託で、設計書及び工事等共通仕様書、関係法令等に基づき九十九里地域水道企業団監督職員（以下監督職員という。）の指示に従い施行すること。
2. 受注者は、業務期間を厳守し、同期間内に完了させること。
3. 受注者は、業務施行に先立ち、施行計画書を作成し、監督職員に提出すること。
4. 設計図書に明示ない事項で疑問を生じた場合は、監督職員と協議することとし、施行上若しくは技術上、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施行すること。
5. 当企業団は、必要に応じて業務の増減、変更又は中止を命ずることができる。
また、業務施行上、設計変更が生じた場合においても、これらの場合における受注金額の増減は、契約書に基づき当企業団及び受注者両者協議のうえ、当企業団単価及び積算基準により行うものとする。
6. 受注者は、業務施行にあたり、業務に関する諸法規、関係諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、安全対策に十分留意すること。
7. 業務施行にあたり、資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者が施行すること。
8. 業務用機械、器具等は、設計図書に指定されている場合は、これに適用するものを使用すること。
ただし、業務施行にあたり、より条件に合った機械、器具がある場合は監督職員の承諾を得て使用することができる。
9. 業務施行に際し、障害となる既設構造物その他に対しては、監督職員と協議のうえ防護又は一時移転を行うこと。
万一損害を与えた場合は、受注者の責任において一切を処理すること。
10. 本業務に関連して、他の業務及びその他交渉の必要が生じたときは、監督職員に連絡し、関係者による協議を実施し業務の進捗を図ること。
11. 就業時間は、平日午前8時30分より午後5時迄とし、土曜日、日曜日及び祝日は休日とする。
ただし、平日以外または就業時間外に作業を行う必要を生じた場合は、監督職員にその内容を説明し、書面により承諾を得たうえで実施することができる。
12. 作業中は、現場の整理整頓を行い常に安全な状態で施行すること。
また、作業終了後は清掃を行い現場の美化に努めること。
13. 受注者は、当企業団の定める工事記録写真撮影要領等により写真を撮影し、完了図書とともに提出すること。
14. 業務完了検査にあたり、現場代理人及び主任技術者は当該検査に立ち会わなければならない。

第2章 建設副産物対策

1. 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に行わなければならない。

2. 建設副産物対策を適切に実施するため、業務現場における責任者を明確にし、計画内容等を現場担当者に周知徹底しなければならない。
3. 業務現場において、建設廃棄物の処理方法毎に分別するとともに、保管基準を遵守し、適切に保管しなければならない。
4. 建設廃棄物の再利用及び減量化のできないものについては、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければならない。

第3章 注意事項

1. 本業務場所は、取水場及び天日乾燥場内であるため、受注者は以下の事項について特に留意すること。
 - (1) 業務場所は稼働中の取水場及び関連施設内であることから、業務範囲以外の施設、敷地へ立ち入らないこと。
また、許可無く場内の施設及び機械器具等には絶対触れないこと。
 - (2) 作業員名簿を提出し、作業員等の管理を徹底すること。
 - (3) 作業開始前は、監督職員に作業員人数を報告すること。
なお、作業終了後についても同様とし、報告後退場すること。
 - (4) 隣接場所において別途工事がある場合は、これら関係者と相互に調整のうえ施行を行うこと。
 - (5) 機械器具の管理徹底を図ること。
 - (6) 火気については十分注意すること。

第4章 業務仕様

1. 堆積汚泥量

- (1) 接合井（予想堆積量）
 $(\text{床面積約 } 17 \text{ m}^2 / \text{池} \times \text{平均汚泥高 } 0.5 \text{ m}) \times 2 \text{ 池} = 17 \text{ m}^3$
- (2) 沈砂池（予想堆積量）
 $(\text{床面積約 } 204 \text{ m}^2 / \text{池} \times \text{平均汚泥高 } 0.5 \text{ m}) \times 2 \text{ 池} = 204 \text{ m}^3$
- (3) 合計予想堆積量
 $(\text{接合井}) 17 \text{ m}^3 + (\text{沈砂池}) 204 \text{ m}^3 = 221 \text{ m}^3$
トン換算値： $221 \text{ m}^3 \times 1.1 = 243.1 \div 240 \text{ t}$

2. 業務仕様

- (1) 搬出は、各池毎に行うものとする。
- (2) 本業務の収集・運搬量については、積み込み前、積み込み後の重量を受注者の計重機にて計測し、運搬廃棄物の量を確認するものとする。
- (3) 収集・運搬量は、必要に応じて変更することがある。
- (4) 収集した汚泥は、光天日乾燥場まで運搬して空き床に搬入すること。
なお、搬入する乾燥床は、監督職員の指示による。
- (5) 接合井及び沈砂池のカワヒバリ貝除去作業をする事。

(6) 運搬車両は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく当該知事の許可証を有する車両を使用するものとし、収集運搬車両に係る表示及び産業廃棄物収集運搬許可証の写し並びに産業廃棄物管理票を備え付けなければならない。

(7) マニフェスト用紙は受注者が用意するものとし、交付は搬出の都度、監督職員が行う。

(8) 提出書類

ア 業務着手届（工程表含む）	1 部
イ 主任技術者等選任通知書（経歴書、資格書類等含む）	1 部
ウ 産業廃棄物収集運搬許可証の写し	1 式
エ 産業廃棄物収集運搬車証及び車検証の写し	1 式
オ 本業務関係会社との契約書等の写し	1 式
カ 施行計画書	1 式
キ 業務写真	1 式
ク マニフェスト	1 式
ケ 業務完了届	1 部
コ 業務報告書	1 式
サ その他監督職員の指示する書類	1 式

第5章 特記事項

1. 施行管理

(1) 業務施行に際し、専門技術・知識及び経験を有する技術者による施行管理を行うこと。

(2) 本業務の施行にあたり、現場代理人は現場に常駐して業務の全てを管理すること。

(3) 運搬は、運搬経路に従い走行するものとし、運搬汚泥を道路等に落とさないよう細心の注意をはらうこと。

(4) 本業務は、浄水作業に直接影響することから、施行時期及び時間等については監督職員と十分打合せのうえ施行すること。

2. 関連工事との協調

本施行場所は取水施設であるため、取水場保守業務者等と競合するので、機材搬入ルート、工事用車両の制約等については、監督職員および近接工事施工業者と調整のうえ施行すること。

3. 用地等の使用

受注者は、業務施行のために企業団用地等を使用するときは、施設管理者の承認を受けなければならない。

4. 現場管理

(1) 施行中の安全確保に関して現場管理を行うとともに、災害及び事故の防止に努めること。

また、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を最優先すると共に、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告すること。

- (2) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めること。
- (3) 業務の施行の各段階において、騒音、振動、大気汚染等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努めること。

5. 養生・後片付け

既設取水設備等については、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うとともに、業務完了後は、施行範囲および業務影響範囲の後片付け及び清掃を行うこと。

個人情報取扱特記事項

第1章 個人情報取扱特記事項

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

2. 事務従事者への周知及び監督

(1) 事務従事者への監督

受注者は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(2) 事務従事者への周知

受注者は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

ア 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。

イ 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと。

3. 個人情報の取扱い

(1) 収集の制限

受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(3) 漏えい、滅失及びき損の防止等

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(4) 持ち出しの制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(5) 目的外利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的の

ために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(6) 複写又は複製の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された機器等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

4. 再下請の制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

5. 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

6. 機器等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

7. 発注者の調査、指示等

(1) 調査、指示等

発注者は、受注者がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(2) 公表

発注者は、受注者がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等の必要な事項を公表することができる。

8. 契約の解除及び損害の賠償

(1) 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

ア 受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき。

イ 受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

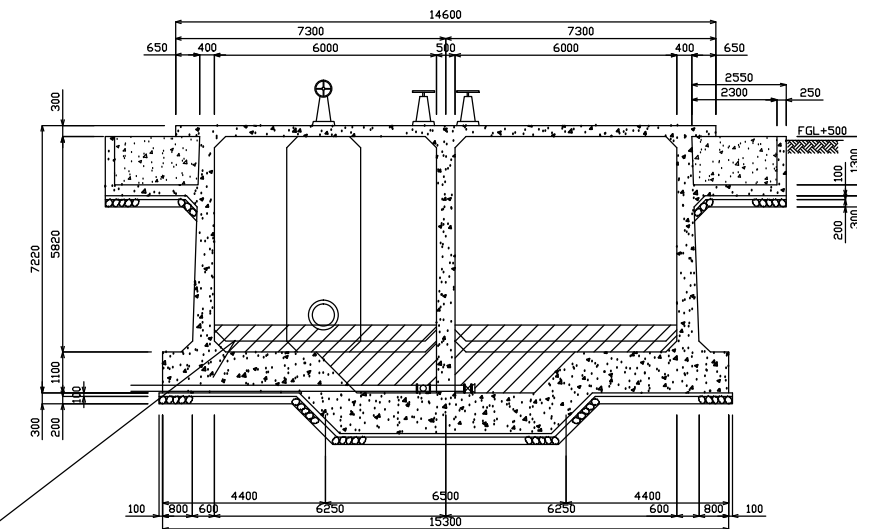
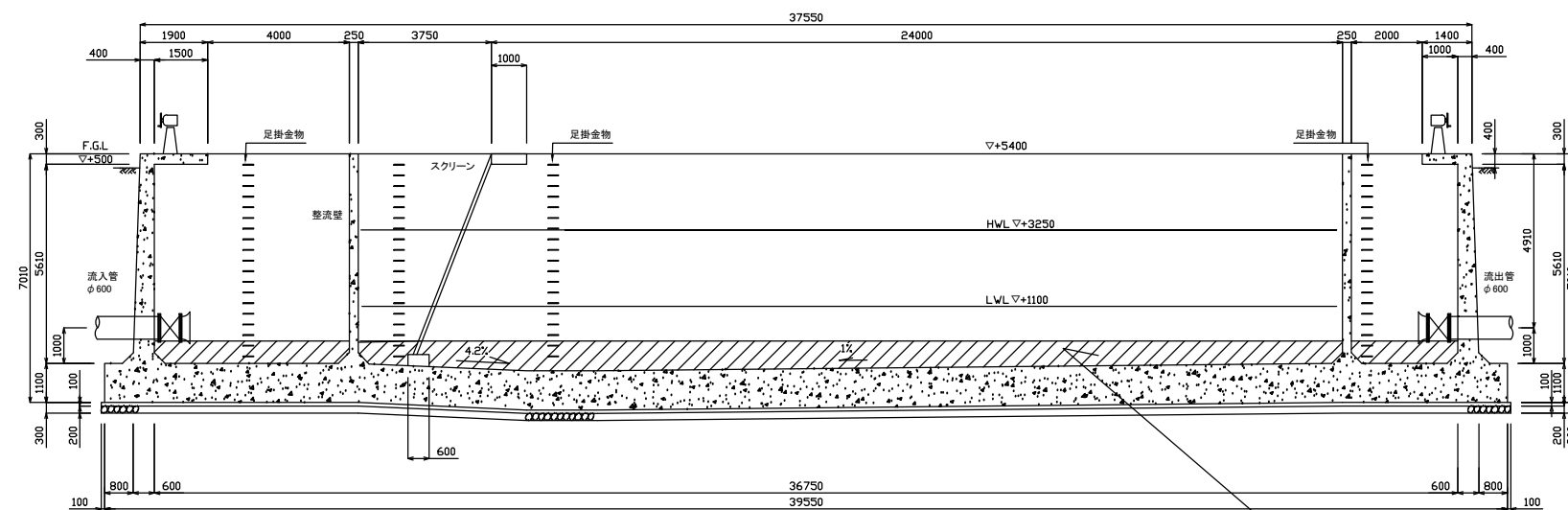
注 本契約においては、特定個人情報（個人番号等）は一切取り扱わないものとする。





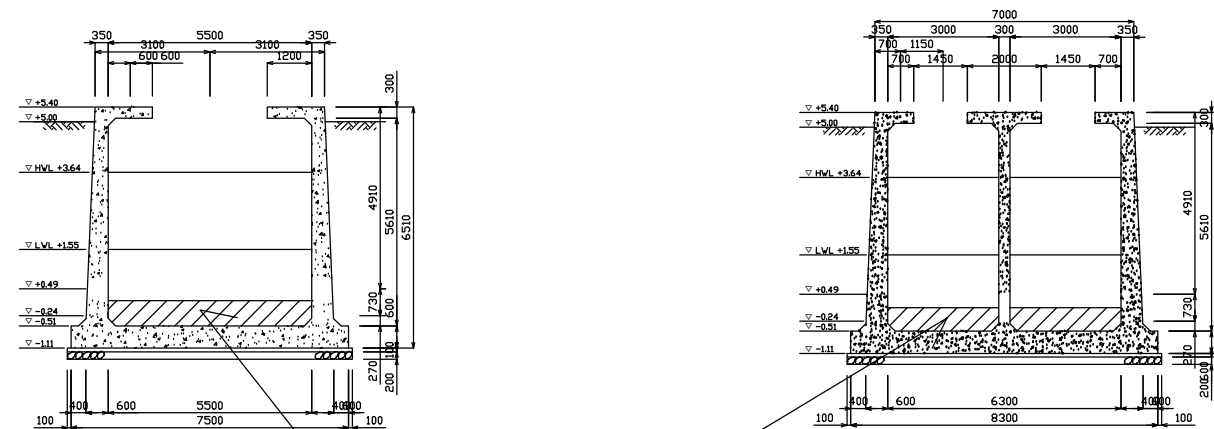
業 名	務 称	光取水場接合井及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託									
図 名	面 称	取水場場内平面図									
図 枚	面 数	4 葉中 2					縮 尺		NON		
完 了		令和 年 月 日					業務番号		九水企委令7第3号		
課 長		副 課長		場 長		副 場長		班 長		設 計 製 図	
九十九里地域水道企業団											

沈砂池断面图



堆積污泥

接合并断面図



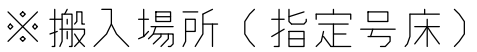
堆積污泥

 施行箇所

※ 収集・運搬量 約240 t

業 名	務 称	光取水場接合井及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託									
図 名	面 称	沈砂池断面図。接合井断面図									
図 枚	面 数	4 葉 中 3					縮 尺		NON		
完 了		令和 年 月 日					業務番号		九水企委令7第3号		
課 長		副 課 長		場 長		副 場 長		班 長		設 計 製 図	
九十九里地域水道企業団											

光天日乾燥場平面図



業 名	務 称	光取水場接合并及び沈砂池汚泥収集運搬業務委託									
図 名	面 称	光天日乾燥場平面図									
図 枚	面 数	4 葉中 4				縮 尺		NON			
完	了	令和 年 月 日				業務番号		九水企委令7第3号			
課 長		副 課長		場 長		副 場長		班 長		設 計 製 図	
九十九里地域水道企業団											